

2011 明るい選挙啓発作品コンクール

作品募集!

明 りい選挙とは、有権者が主権者としての自覚を持って、進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。

【応募方法】
(標語・4コマ漫画の部)
○テーマ 「有権者に選挙の大切さを伝える」もの、または「明るい選挙」を呼びかけるもの



○用紙 専用の応募用紙で提出してください。(選挙管理委員会にて用意しています)

○応募資格 どなたでも応募できます。その他にも、小学生向けにポスターの部と習字の部があります。

○応募締切 9月9日(金)

○応募先

阿蘇市選挙管理委員会

○表彰・その他 入賞者には記念品・賞状を贈呈します。また、12月ごろに表彰式を予定しています。

《問い合わせ先》 選挙管理委員会事務局 ☎22-3239

児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の現況届は8月31日まで

この届は、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成を8月以降も引き続き受ける要件をみたしているかの確認、また、所得制限によるその年の8月分から翌7月までの手当の支給額区分を決定するものです。届出がないと、8月以降の手当を受けることができなくなります。

児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、平成20年4月分の手当から一部支給停止となっております。平成23年8月以降も、同年7月以前と同様児童扶養手当が受給できるためには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色)の提出が必要となりますので現況届と併せて提出をお願い致します。

○現況届に必要な添付書類

- ▼児童扶養手当証書・受給資格者証 (全額支給停止の方は証書はありません)
- ▼健康保険証の写し (対象者全員分)
- ▼養育費に関する申立書 (平成22年中に受け取った養育費) 《児童扶養手当受給者》
- ▼平成23年度課税台帳記載事項証明書 《平成23年1月1日現在で阿蘇市に住所がない方のみ》 (前住所の市区町村長が発行したもの) 《
- ▼年金証書の写し 《ひとり親家庭等医療費助成受給者の方で、年金を受給されている方のみ。》

児童扶養手当とは?

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される制度です。(平成22年8月から父子家庭の方も受給対象となっています。)

○支給要件

1. 手当を受けることができる人
児童を監護している父または母、児童を父または母にかわって養育している方
2. 手当の対象となる児童
18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある方、又は、20歳未満の者で心身に障害のある方 (特別児童扶養手当を受給できる程度の障害)

現況届は健康福祉課子育て支援係または内牧支所市民係、波野支所市民係に8月31日までに提出してください。

《問い合わせ先》 健康福祉課 子育て支援係 ☎22-3167



☎56-3167